関連する制度改正

関連する制度改正について

【平成27年５月】

➢ **医療保険制度改革（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立）**

持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等の措置を講ずる。

・ 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入（27年度：1/2 ⇒ 28年度：2/3 ⇒ 29年度：全面）

・ 協会けんぽへの国庫補助率を当分の間16.4%と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助特例減額

【平成27年６月】

➢ **経済・財政再生計画（経済財政運営と改革の基本方針2015）**

・ 2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に向けて、これまで３年間の社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円）となっていること等を踏まえ、その基調を2018年間まで継続していくことを目安とする。

【平成28年９月】

➢ **消費増税の延期法案（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案）**

・ 消費税率の10%への引上げの施行期日を変更（平成29年４月１日⇒平成31年10月１日）する法案の提出

【平成28年10月】

➢ **短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大**

・ 社会保険における格差是正や女性の就業意欲の促進等の観点から、それまで週30時間以上とされていた加入要件について、従業員501人以上の企業において、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上といった要件に見直し

《現在検討中の主な制度見直し》

経済・財政再生計画改革工程表や高額薬剤による医療費の伸び等を踏まえ、以下の事項について関係審議会等で検討。

➢ **医療保険関係**

・ 高額療養費、後期高齢者の保険料軽減特例、任意継続被保険者制度　等

・ 高額薬剤への対応（最適使用推進ガイドラインの作成、薬価に係る緊急的な対応）

➢ **介護保険関係**

・ 軽度者への支援、利用者負担、第２号保険料に係る総報酬割　等

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

（平成27年5月27日成立）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

○国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化　(27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

○被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施

(現行:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

3. 負担の公平化等

①**入院時の食事代**について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ

(現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)

②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする（**紹介状なしの大病院受診時の定額負担**の導入）

③健康保険の保険料の算定の基礎となる**標準報酬月額の上限額**を引き上げ　(121万円から139万円に)

4. その他

①**協会けんぽの国庫補助率**を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる

②**被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助**について、所得水準に応じた補助率に見直し

(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額)

③**医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進**

・都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定

・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加

④**患者申出療養を創設**　(患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

【施行期日】　平成30年4月1日（4①は公布の日（平成27年5月29日）、2は公布の日及び平成29年4月1日、3及び4②～④は平成28年4月1日）

平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

○ 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。

○ 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

○ 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

≪改正内容≫

短時間労働者への適用拡大（平成28年10月～）

現　行

○週30時間以上

→

①週20時間以上
②月額賃金8.8万円以上
（年収106万円以上）
③勤務期間1年以上見込み
④学生は適用除外
⑤従業員　501人以上の企業（※）

対象者数：約25万人

→

3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。
（法律に明記。）

（※）適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

≪影響緩和措置≫

○ 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、加入者割の間、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。なお、後期支援金については、平成29年度から全面総報酬割となることから、特例措置は平成28年10月から29年3月までの間のものとなる。